

【魚津市】住宅の取得・改良に対する支援制度

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先電話番号
都市計画課	魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金	①転入者または居住誘導区域外の市内居住者で、居住誘導区域内に住宅を取得される方 ②住宅取得額が100万円以上であること	・住宅取得額の4% ・転入者の場合、上限額100万円 ・居住誘導区域外の市内居住者の場合、上限額50万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=18039&cdb=sen&c=0102	0765-23-1031
都市計画課	魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金	①新婚(婚姻後2年以内。さらにA、Bの条件に該当する場合は加算あり)または子育て(中学3年生以下)世帯で、市内に住宅を取得される方 A:令和6年1月1日以降に結婚した世帯所得500万円未満で2人とも39歳以下の夫婦でBに該当しない世帯 B:令和6年1月1日以降に結婚した世帯所得500万円未満で2人とも29歳以下の夫婦 ②住宅取得額が100万円以上であること	・住宅1棟当たり50万円 ※Aに該当:最大30万円の加算 ※Bに該当:最大60万円の加算	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=18040&cdb=sen&c=0102	0765-23-1031
都市計画課	魚津市木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの ③在来軸組工法によるもの ④(財)日本建築防災協会による一般診断、精密診断等により耐震診断を行った住宅で、診断結果が総合判定1.0未満のもの	対象工事費の4/5(上限100万円)	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=423	0765-23-1031
都市計画課	魚津市空家リフォーム支援事業	①空家情報バンクに登録されていた空家であること ②売買契約後1年を経過していないこと ③2親等以内の親族以外から購入していること ④空家の購入者が自ら居住、自ら事業所等を開設する場合であること ⑤リフォーム後、3年以上は継続的に活用すること ⑥空家の所有者が市税等を滞納していないこと ⑦市内に本社、支店又は営業所を有する事業者で実施すること ⑧この補助金の交付を受けたことがない空家であること <事業所等用の場合の追加要件> ⑨風俗営業等や宗教活動、政治活動を目的とした事業でないこと ⑩従業員が常時1人以上配置されること	リフォーム費用の1/2 住居用は限度額50万円 事業所等用は限度額80万円 ※居住誘導区域内は、限度額を20万円加算	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=21761	0765-23-1031
農林水産課	魚津市産木材利用促進事業補助金	市内において魚津市産木材を使用して一戸建て木造住宅を、建築依頼主が自ら居住するために新築、増築又は改修する事業者	使用量3㎡～4㎡ 50,000円 4㎡～12㎡ 15,000円/㎡ 20㎡～ 300,000円 子育て世帯もしくは新婚世帯の場合は10万円加算	なし	0765-23-1036
社会福祉課	魚津市在宅高齢者等住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、所得税非課税世帯の方	対象工事費の2/3 ・要介護認定者等 : 上限60万円 ・自立者 : 上限30万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=540	0765-23-1007
社会福祉課	魚津市在宅重度障害者住宅改善費助成事業	在宅の重度障がい者(①または②)の既存の住宅を改善する場合(所得制限あり) ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、視覚障害1・2級のもの、肢体不自由1・2級のもの、又は、内部障害のもので法律の規定により車椅子の給付を受けているもの ②療育手帳Aの交付を受けている者	・所得税非課税世帯: 上限90万円 ・所得税課税世帯: 上限60万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=1189	0765-23-1005
社会福祉課	魚津市日常生活用具給付等事業	在宅で下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害程度等級3級以上	20万円以内(但し、原則1割は利用者負担)	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=1189	0765-23-1005
上下水道課	魚津市合併浄化槽設置整備事業	公共下水道、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の認可区域以外の区域、主として居住の用に供する住宅	・5人槽:39.0万円 ・6～7人槽:47.4万円 ・8～10人槽:66.0万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=2150	0765-23-1013
上下水道課	魚津市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金交付事業	市税及び下水道受益者負担金を滞納していない者	支払った利子額または2%で計算した利子額のいずれか低い額 ・補給対象支払限度額 100万円 ・期間 3年	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/syGuideDtl.aspx?servno=1926	0765-23-1013